

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく公表

令和2年度 さいたま市 間宮埋立完了地（埋立期間:昭和54年10月～昭和57年10月）

公表事項:最終処分基準省令第1条関連の定期点検結果

項目:へ、ト

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
^ 調整槽(調整池) (第2項第13号)	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点検日	4/2	5/7	6/2	7/3	8/4	9/1	10/2	11/6	12/3	1/5	2/3	3/2
ト 浸出水処理設備 (第2項第14号)	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点検日	4/2	5/7	6/2	7/3	8/4	9/1	10/2	11/6	12/3	1/5	2/3	3/2

※点検結果の○印は異常なしを表示。異常が認められた場合は×印を表示し、措置を講じた年月日及び内容を別掲載します。

公表事項:地下水及び放流水に関する水質検査結果(月1回以上測定項目)

項目:ニ

検査対象(採取場所)		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水 (上流観測井戸)	採取日		4/22	5/13	6/3	7/1	8/5	9/2	10/7	11/4	12/2	1/6	2/3	3/3
	結果報告日		5/20	6/15	6/29	7/22	8/31	10/1	10/27	11/26	12/24	2/12	3/10	3/26
	電気伝導率 mS/m	—	24	24	24	23	24	23	24	27	23	23	24	24
	塩化物イオン mg/L	—	25	25	24	25	24	25	26	24	27	25	24	24
地下水 (下流観測井戸)	採取日		4/22	5/13	6/3	7/1	8/5	9/2	10/7	11/4	12/2	1/6	2/3	3/3
	結果報告日		5/20	6/15	6/29	7/22	8/31	10/1	10/27	11/26	12/24	2/12	3/10	3/26
	電気伝導率 mS/m	—	25	25	25	24	24	24	25	25	25	24	25	25
	塩化物イオン mg/L	—	12	13	13	13	13	13	14	14	17	14	13	13
放流水 (放流水槽)	採取日		4/22	5/13	6/3	7/1	8/5	9/2	10/7	11/4	12/2	1/6	2/3	3/3
	結果報告日		5/20	6/15	6/29	7/22	8/31	10/1	10/27	11/26	12/24	2/12	3/10	3/26
	水素イオン濃度 (水素指数)pH	5.8~8.6	8.0	7.9	7.9	7.8	7.7	8.2	8.3	8.0	8.1	8.1	8.1	8.0
	生物学的酸素 要求量 BOD mg/L	60	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.3	2.5	1.9	1.1	2.5	0.9	0.9	1.5	1.5
	化学的酸素 要求量 COD mg/L	—	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満	1.7	1.5
	浮遊物質 SS mg/L	60	1未満	11	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
	窒素含有量 mg/L	120	1.1	5.7	5.1	5.1	4.2	5.6	4.9	5.3	5.7	4.7	5.6	5.4

公表事項:地下水及び放流水に関する水質検査結果(年1回以上測定項目)

項目:ニ

項目	単位	放流水水質検査結果		地下水水質検査結果			
		採取場所	採取日	放流水槽	地下水基準値	上流側 観測井戸	下流側 観測井戸
				令和2年5月13日	結果報告日	令和2年5月13日	結果報告日
アルキル水銀化合物【アルキル水銀】	mg/L	注1) 検出されないこと	0.0005未満	注1) 検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物【総水銀】	mg/L	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.001 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	
カドミウム及びその化合物【カドミウム】	mg/L	0.03mg/L以下	0.001未満	0.003 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
鉛及びその化合物【鉛】	mg/L	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01 mg/L以下	0.001	0.001	
有機燐化合物	mg/L	1mg/L以下	0.1未満	—	0.1未満	0.1未満	
六価クロム化合物【六価クロム】	mg/L	0.5mg/L以下	0.05未満	0.05 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
砒素及びその化合物【砒素】	mg/L	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01 mg/L以下	0.004	注2) 0.033	
シアン化合物【全シアン】	mg/L	1mg/L以下	0.1未満	注1) 検出されないこと	0.01未満	0.01未満	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003mg/L以下	0.0005未満	注1) 検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	
トリクロロエチレン	mg/L	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01 mg/L以下	0.003未満	0.003未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
ジクロロメタン	mg/L	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
四塩化炭素	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004 mg/L以下	0.0004未満	0.0004未満	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1mg/L以下	0.02未満	0.1 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4mg/L以下	0.02未満	注1) シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.02未満	—	0.002未満	0.002未満	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3mg/L以下	0.3	1 mg/L以下	0.1未満	0.1未満	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06mg/L以下	0.006未満	0.006 mg/L以下	0.0006未満	0.0006未満	
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	
チウラム	mg/L	0.06mg/L以下	0.006未満	0.006 mg/L以下	0.0006未満	0.0006未満	
シマジン	mg/L	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003 mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	
チオベンカルブ	mg/L	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
ベンゼン	mg/L	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
セレン及びその化合物【セレン】	mg/L	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
1,4-ジオキサン	mg/L	10mg/L以下	0.005未満	0.05 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	
クロロエチレン	mg/L	—	0.0002未満	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	
ほう素及びその化合物【ほう素】	mg/L	50mg/L以下	1未満	1 mg/L以下	0.1未満	0.2	
ふっ素及びその化合物【ふっ素】	mg/L	15mg/L以下	0.8未満	0.8 mg/L以下	0.11	0.46	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	アンモニア性窒素× 0.4と硝酸・亜硝酸 性窒素の合計量 200mg/L以下	5	10 mg/L以下	1	1未満	
アンモニア性窒素(アンモニア・アンモニウム化合物)	mg/L	—	1未満	—	0.1未満	0.2	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	mg/L	5mg/L以下	1未満	—	—	—	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂)	mg/L	30mg/L以下	1未満	—	—	—	
フェノール類含有量	mg/L	5mg/L以下	0.2未満	—	—	—	
銅含有量	mg/L	3mg/L以下	0.1未満	—	—	—	
亜鉛含有量	mg/L	2mg/L以下	0.1未満	—	—	—	
溶解性鉄含有量	mg/L	10mg/L以下	0.1未満	—	—	—	
溶解性マンガン含有量	mg/L	10mg/L以下	0.1未満	—	—	—	
クロム含有量	mg/L	2mg/L以下	0.1未満	—	—	—	
大腸菌群数	個/mL	3000個/mL以下	30未満	—	30未満	30未満	
窒素含有量	mg/L	120mg/L以下	5.7	—	—	—	
磷含有量	mg/L	16mg/L以下	0.1未満	—	—	—	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L以下	0.000050	1pg-TEQ/L以下	0.051	0.051	

注1)「検出されないこと」とは、規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいいます。  
注2) 別掲載2を御参照下さい。